

口腔保健支援センター推進事業実施要綱

1 目的

本県における歯と口腔状況の改善を目的とし、歯科口腔保健の推進に関する法律第15条及び秋田県歯と口腔の健康づくり推進条例第13条に規定する秋田県口腔保健支援センターの機能を活用するために、歯科衛生士4名を非常勤職員として、健康福祉部健康推進課、北秋田地域振興局大館福祉環境部、仙北地域振興局福祉環境部及び平鹿地域振興局福祉環境部に配置することにより、各ライフステージに応じた歯科保健に関する情報提供・保健指導等を実施する。

2 実施主体 秋田県

3 事業内容

- (1) 市町村に対する歯科保健に関する情報提供等
- (2) 社会福祉施設、学校等における歯科保健関係者に対する歯科保健指導等
- (3) 調査研究等の補助
- (4) その他、秋田県口腔保健支援センターに関する業務

4 歯科衛生士の配置

- (1) 本事業における歯科衛生士は、非常勤職員として、健康福祉部健康推進課、北秋田地域振興局大館福祉環境部、仙北地域振興局福祉環境部及び平鹿地域振興局福祉環境部に配置することとする。
- (2) 配置された歯科衛生士は、業務内容について、健康推進課に所属する歯科保健担当と綿密に連絡を取りながら、上記「3 事業内容」で定めた事業に従事し、健康推進課に適宜必要な情報等を提供するものとする。

5 歯科衛生士の派遣等

- (1) 歯科衛生士の派遣を希望する保育所及び学校は、別添様式第1号により、市町村担当課を通じて、最寄りの歯科衛生士配置部署に依頼する。
- (2) 歯科衛生士の派遣を希望する保育所及び学校以外の施設等については、別添様式第1号により、最寄りの歯科衛生士配置部署に直接依頼する。
- (3) (1)の場合にあって、派遣を希望する保育所及び学校が、歯科衛生士配置部署の管轄する区域外にあるときには、依頼を受けた歯科衛生士配置部署は、当該保育所及び学校の区域を管轄する地域振興局福祉環境部に必要な情報等を提供することとする。
- (4) (2)の場合にあって、派遣を希望する保育所及び学校以外の施設等が、歯科衛生士配置部署の管轄する区域外にあるときには、依頼を受けた歯科衛生士配置部署は、その区域を管轄する地域振興局福祉環境部に必要な情報等を提供することとする。
- (5) 派遣依頼を受けた歯科衛生士は、その内容等を確認したうえで、当該施設等と派遣に関する調整等を行う。
- (6) (1)の場合により歯科保健指導等を実施した歯科衛生士は、別添様式第2号を用いて、派遣依頼のあった市町村担当課に適宜報告するものとする。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。